

障がい者を対象とした職員採用選考試験 Q&A

【採用試験関係】

Q 当該試験の対象となる障がいの種別を教えてください。

A 身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかの障がいのある方が応募できます。
詳しくは、試験案内の「受験資格」を御確認ください。

障がい区分	受験資格
身体障がい	身体障害者手帳の交付を受けている者又は指定医若しくは産業医が作成した診断書・意見書で法に定める障がいを有する者
知的障がい	療育手帳（愛護手帳）の交付を受けている者又は知的障害者判定機関が交付した判定書で知的障がいがあると判定された者
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

Q 近年の障がい者を対象とした職員採用選考試験の実施状況を教えてください。

A 近年の実施状況は次のとおりです。（令和 2 年度までは身体障がい者のみを対象）

（１）一般事務及び教育事務

試験実施年度	採用予定人員	受験者数	合格者数	受験倍率	採用者数
R 7	4	1 6	4	4.0	4
R 6	3	14	3	4.7	3

（２）警察事務

試験実施年度	採用予定人員	受験者数	合格者数	受験倍率	採用者数
R 3	1	3	1	3.0	1
R 2	2	2	1	2.0	1

Q 受験に当たって、どのような配慮をしてもらえますか。

A 障がいの特性に応じて、点字や拡大文字の使用、手話通訳者の配置、車椅子の使用などの対応をすることとしていますので、受験申込書の「受験配慮事項確認票」に、希望する配慮事項を記入してください。なお、試験の運営上、希望に応じられない場合もありますので、予めご了承ください。

【採用後】

Q 県では、障がいのある方が何人働いていますか。

A 知事部局、教育委員会及び県警本部では、159人※（令和7年6月1日現在）の障がいのある方が正職員として働いています。

このほか、正職員の業務の補助を行う非常勤事務員についても障がいのある方を採用しており、毎年1月～2月頃に採用試験を行っています。（毎年12月頃のご案内となっています。）

※ 障がい者を対象とした試験に限らず、競争試験で採用された職員も含む。

Q どのような障がいのある方が働いていますか。また、採用後はどのような業務を行っていますか。

A 視覚、聴覚、肢体、心臓機能などの身体に障がいのある方や精神障がいのある方が働いています。

この試験で募集する職種は「一般事務」であり、基本的には競争試験で採用された職員と同様に、様々な業務に従事することになりますが、障がいの特性に応じて、必要な配慮を行うこととしています。

（参考）従事している業務例

知事部局：予算・経理などの総務業務、税・福祉など住民と直接接する業務 等
教育委員会：学校の予算・経理などの総務業務、証明書発行などの教務業務 等
県警本部：運転免許に関する業務、警察署警務業務 等

Q 勤務地や従事する業務は障がいの状況を配慮してもらえますか。

A 障がいの特性に応じて能力を十分に発揮し、継続して働くことができるよう、従事する業務内容や勤務地等について必要な配慮を行っているほか、執務環境の改善等を適宜行っています。

（参考）執務環境の改善例

車椅子を使用する職員：執務室のドアをスライド式に改善/車椅子が通りやすいよう動線を確保/書類を取り出しやすいよう、書類の保管場所を工夫
視覚障がいのある職員：音声読み上げソフトを導入
聴覚障がいのある職員：電話に拡張器を設置 等

Q 障がい者を対象とした採用試験の合格者と一般の採用試験の合格者は、採用後、昇給や各種手当の支給、休暇など処遇面で違いはありますか。

A 採用後の処遇について、違いはありません。

Q 勤務時間はどのようになっていますか。

A 通常の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、それぞれの機関においてワークライフバランスを推進するため、職員の希望に基づき業務に支障のない場合に別の勤務時間区分を選択できる時差出勤制度が整えられており、多くの職員が活用しています。

○時差出勤の区分

知事部局	教育委員会	県警本部
① 7時30分～16時15分	① 7時30分～16時15分	① 7時00分～15時45分
② 7時45分～16時30分	② 7時45分～16時30分	② 7時15分～16時00分
③ 8時00分～16時45分	③ 8時00分～16時45分	③ 7時30分～16時15分
④ 8時15分～17時00分	④ 8時15分～17時00分	④ 7時45分～16時30分
⑤ 8時45分～17時30分	⑤ 8時45分～17時30分	⑤ 8時00分～16時45分
⑥ 9時00分～17時45分	⑥ 9時00分～17時45分	⑥ 8時15分～17時00分
⑦ 9時15分～18時00分	⑦ 9時15分～18時00分	⑦ 8時45分～17時30分
⑧ 9時30分～18時15分	⑧ 9時30分～18時15分	⑧ 9時00分～17時45分
⑨ 9時45分～18時30分	⑨ 9時45分～18時30分	⑨ 9時15分～18時00分
⑩ 10時00分～18時45分	⑩ 10時00分～18時45分	⑩ 9時30分～18時15分
		⑪ 9時45分～18時30分
		⑫ 10時00分～18時45分

Q 休暇制度はどのようになっていますか。

A 職員が自由に取得できる年次休暇が年に20日（4月採用の場合は、15日）、夏季休暇が年に5日付与されるほか、産前産後休暇、育児参加休暇など育児に関する休暇や介護に関する休暇が付与されます。

また、年次休暇は半日単位や時間単位でも取得することができます。